

## 注意事項

### 【 介護保険更新 】

- ・要介護の更新の場合は、書類一式を介護認定者に郵送します。（「主治医意見書」も同様）
- ・被保険者が直接主治医に「主治医意見書」を作成依頼し、医療機関が返送用封筒を使用して郵送するよう依頼してください。
- ・要支援の場合は、更新書類は郵送されません。介護支援専門員は被保険者や家族と相談して申請するかを検討し、手続きを行ってください。

### 【 住宅改修について 】

- ・「住宅の所有者の承諾書」は、事前に提出が必要です。

### 【 認定情報の開示について 】

- ・認定情報の開示は、家族・・・翌日13時から結果のみ電話で開示

ケアマネ・・・翌々日8時30分から、結果を電話（介護保険室 認定保険グループ ☎37-4769）で開示することができます。

（但し、居宅介護支援の届け出が事前に提出されていることが必要です）